

郵送による運転免許証の自主返納

【手続の流れ】

1 電話による申込み（申請者⇒運転免許試験場）

必ず事前に電話による申込みをしてください。

受付時間 9時～16時30分（平日のみ）

0166-51-2489（代表） ※回線が込んでいる場合がございます。

自主返納の意思確認が必要となります。
必ず手続をされるご本人が電話をしてください。

2 申請書類の送付（運転免許試験場⇒申請者）

手続に必要な申請書類を、運転免許試験場から郵送されます。

届きましたら速やかに作成してください。

3 申請書類の返信（申請者⇒運転免許試験場）

申請書類を作成しましたら、下記のを

レターパックライト（430円/青色）

に入れて、運転免許試験場に郵送してください。

自主返納のみの方	自主返納と同時に「運転経歴証明書」の交付を希望する方
<ul style="list-style-type: none">○ 返信用のレターパックプラス（600円/赤色） ※ 送付先を記入したもの（申請されるご本人の住所・氏名・電話番号）○ 運転免許取消申請書 ※ 必要事項を記載したもの○ 確認書 ※ 必要事項を記載したもの○ 運転免許証	<ul style="list-style-type: none">○ 返信用のレターパックプラス（600円/赤色） ※ 送付先を記入したもの（申請されるご本人の住所・氏名・電話番号）○ 運転免許取消申請書 ※ 必要事項を記載したもの○ 確認書 ※ 必要事項を記載したもの○ 運転免許証○ 運転経歴証明書交付申請書 ※ 必要事項を記載したもの○ 北海道収入証紙（1,150円分） ※ 現金不可○ 申請用写真 ※ 縦3.0センチメートル 横2.4センチメートル、 申請前6月以内に撮影したもの、 無帽、正面、上三分身、無背景

4 手続完了の連絡（運転免許試験場⇒申請者）

運転免許試験場宛てに申請書類を確認し、内容に不備がなければ、手続が完了したことを電話連絡します。

※ この電話連絡の後に運転をすると無免許運転になります。

5 取消通知書等の送付（運転免許試験場⇒申請者）

返信用レターパックプラスに次の書類を同封して、申請者に郵送します。

自主返納のみの方	自主返納と同時に「運転経歴証明書」の交付を申請する方
申請による運転免許の取消通知書	<input type="radio"/> 申請による運転免許の取消通知書 <input type="radio"/> 運転経歴証明書

● 下記の方は郵送による自主返納はできません。

- ・ 運転免許証が失効している方
- ・ 運転免許証を紛失・汚損している方
- ・ 運転免許証の記載事項に変更のある方
- ・ 運転免許証の住所が北海道外の方
- ・ 行政処分（運転免許証の取消し・停止）の対象となっている方
- ・ 再試験や若年運転者講習の対象となっている方
- ・ マイナ免許証を保有している方

【注意事項】

- 申請書類に不備がある場合は、受理できないことがあります。その場合は、申請書類をお返しすることになります。
- 申請書類に不備がなければ、運転免許試験場から手続が完了したことを電話連絡しますが、連絡がつかない場合は、手続を完了できませんので、申請書類はお返しすることになります。
- 運転免許証の有効期間の満了日が間近で、手続を完了するまでに運転免許証が失効する可能性のある方は、郵送での申請を受け付けることができない場合があります。
- この手続を悪用して、申請者の意思に反した不正な手続が行われた場合、その行為は、私文書偽造などの罪に問われる場合があります。